平成２６年度　第７回　淡路市子ども・子育て会議　会議録

●開催日時 平成26年11月28日（金）午後2時00分開会～午後4時15分閉会

●開催場所 淡路市役所２階　大会議室１・２

**（１）淡路市子ども・子育て支援事業計画に定めるニーズの見込み量と確保方策について**

事務局：資料「（仮称）淡路市子ども・子育て支援事業計画（第１期）（平成27～31年度）（中間案）　２－（１）に基づき説明

会長：次へ行きます。協議事項（２）について事務局より説明お願いします。

**（２）淡路市立幼稚園・保育所等の利用者負担についての基本方針**

事務局 ：資料「（仮称）淡路市子ども・子育て支援事業計画（第１期）（平成27～31年度）（中間案）　２－（２）」に基づき説明します。

会長：ご質問ご意見はいかがでしょうか。

委員：１号認定された場合、受け入れできるのは、現状では石屋小学校附属幼稚園となりますが、１号認定の方がいて保育園に特別利用で入園する時も、この基準でいくという認識でいいのでしょうか。

事務局：基本的にはこの金額を用います。あとは実費負担となる給食費を含むかどうかで幼稚園利用と保育所利用の合計額が変わってきます。この額が１号の基準で幼稚園利用の場合と捉えてください。

委員：２階層と３階層以上の世帯の割合はどれくらいですか？それを越えた人の幼稚園利用の金額が高くなることになりますが、何割ぐらいなのか大まかでいいので知りたい。

事務局：現在、岩屋保育所利用中者の階層をざっと見ると、だいたい第４階層から第６階層の間に入る方が多く、第４、第５階層が７割程度と認識しています。

委員：ということは、幼稚園利用料が今4,000円なのが20,000円になるということですか。

事務局：違います。それは国の基準です。市で設定する利用者負担額は、8,400円になります。

委員：それでも倍になるということですね。

事務局：そうです。多子世帯軽減をしておおよそ半額ぐらいまでに下げたいと思っていますが、第３・第４・第５階層が多いので、第４は一番多いと認識しています。

事務局 ○資料「（仮称）淡路市子ども・子育て支援事業計画（第１期）（平成27～31年度）（中間案）　２－（２）」に基づき説明

会長：ご質問・意見はいかがでしょうか。

委員：さきほどの１号の案は石屋幼稚園での場合ですか。

事務局：保育所に1号で入る特別利用も同様の額です。1号認定で保育所をやむなく利用する場合も、教育委員会から説明した金体系が基準となります。国の基準に従い、１号・２号・３号を認定しますが、例えば、北淡地域でも１号認定の子どもは出てきます。けれども、石屋小附属幼稚園には行けません。附属幼稚園なので、岩屋に住所がなければ入園できないので、その他の地域の1号認定の児童については、特別利用保育という名称で保育所で預かります。

その場合、教育標準時間の５時間程度という短い時間でお預かりするルールとなります。そういった方の料金が１号案となります。

委員：保育を必要としない１号認定ですが、子どもは保育所で預かってもらえるということですか。

事務局：そういうことです。幼稚園や認定こども園がなく、受け入れ先がないところに限っては、そういう利用も可能という特別措置となります。

委員：理解できました。

委員：保育所が認定こども園になると、また別の料金体系になるのか。

事務局：基本的には同じです。基本はこの料金で、１号の方は保育じゃなく教育を受けていただくということになります。

委員：給食費4,000円の算定根拠についてお聞きしたいです。というのは、どこから出てきたものかをしりたいので。

延長保育が1時間100円になっていますが、南あわじ市等の現状を踏まえて再度教えていただきたい。現行は、恐らく150円だと思います。淡路市は、何故50円安いのでしょか。

事務局：現在こちらが把握している情報では、南あわじ市は現行で150円、洲本については応能負担も考えているとのことです。島内２市でも今検討中で確定していません。現行の月3,000円の利用料金から割り出すと、20日で割ると単純に１日150円になります。150円ということも考えましたが、島外の地域の情報等も参考にして、淡路市では100円に統一しようという考えです。

委員：これが認定こども園になった時に、同じような料金体系で延長保育が継続できますか。それも踏まえて、100円で大丈夫なのかを検討して欲しいです。

事務局 　認定こども園になった場合、私立は、私立で料金を設定することはできます。

委員：恐らく公立と横並びにしないと。という話しになってくると思います。

事務局：あとは補助金の位置付けだと思います。今のような形で私立に補助金として出す時に、市の負担が多くなるのか、私立の負担が多くなるのかという話しになってくるかもしれない。それについては、私立関係者と再度確認をさせていただきながら、こちらも内部調整をして最終確認をしたい。市が収納して、まるまる事業費としてお渡しするという考え方に基づいて、設定をさせていただいている。

委員：現行ではということですね。

事務局：そうです。１号の預かり保育の利用料金400円は、私立が預かり保育を補助金申請する場合の基準額を捉えて設定しました。延長保育については、まだ国から詳細が示されていないので。

委員：延長保育の1時間100円は、根拠に基づくものか、３市合わせてのものかを知りたかった。安くなるのは子どもを預けている側からすると嬉しいが、実施する側からみて大丈夫なのかというところと、極端に安くなっているので質問させていただいた。現行では100円でも公立・私立保育園に対する負担はないという認識でいいのでしょうか。

事務局：制度設計の詳細が、まだ不明瞭な中での現段階での案という形です。今の制度設計の上での料金設定となります。

委員：これは上がる可能性もあるということですか。

事務局：国から基準が示されて、かなり格差があるということであれば、再検討する必要があります。

委員：現行は、16時から18時の場合は無料です。27年度は、それが１回100円になるということですが、今まで18時まで預けていた方は無料だったのにそれが１回100円になり、19時まで預けた方は200円になるということなのでしょうか。

事務局：そのとおりです。ただし、２号・３号の預かりについては、短時間と標準時間の区分があり、標準時間の利用で認定をされれば16時から18時の延長保育料は保育料金に含まれるので必要ありません。

短時間か標準時間は、就労時間を基準にして判定されます。保護者の通勤も含む就労状況により、短時間では困難という申し出があった場合、標準時間でお預かりすることは市の裁量でできるので、短時間利用認定の方でもご希望があれば状況をお聞きして、標準時間利用に認定させていただくことはできます。

委員：短時間で認定されたが、延長が重なるので、次の月から短時間から標準時間に変更したいという相談が可能なのですか。

事務局：はい可能です。次の月から標準時間でご利用いただくこともできます。

委員：給食費の4,000円についておしえてください。

事務局：市内の公立保育所で諸々の費用を換算して児童数で割ると、だいたいこの前後の金額となります。その平均額が4,000円です。公立保育所が給食費を別に徴収している金額も踏まえ、実績に基づいた額です。

委員：2・3号の利用者負担額ですが、食費も含まれているのですか。

事務局：未満児は全食含まれていますが、３歳児以上はご飯だけ持参のため、お米は入ってないです。

委員：今後それを入れることは考えませんか。

事務局：公立の場合は基本的に統一となり今のままですが、私立は園独自で設定をすることもできます。

委員：国の基準で、食費は含まれていないというのがあるので、公立としては当然のことだと思いますが、淡路市独自で実施をするのは、今はまだ難しいのですか。

事務局：そうです。

委員：1号認定で保育所を利用する人はどれぐらいいますか。

事務局：まだ認定作業ができていないので、確実な数字は明らかではありません。

委員：保育の必要性があるかないかで認定されますが、１号認定で保育所を利用するほうが安いです。今まで保育所に入るために働いてないのに働くと言っていた人達は、働く必要ないと言ったほうが料金は安くなるのでしょうか。

事務局：料金だけを見るとそうなります。ただし、その分短い利用時間になります。それが本当に実態に即した形であれば仕方ありません。

委員：４時半ぐらいまで預ければいい人たちは、そのほうが安くなります。

事務局：ただし、1号認定の場合、預かり保育が１回400円となります。

委員：１号認定の方が、月20日平日だけ預かり保育を毎日利用したとしたら、プラス8,000円になります。それを考慮すると、３歳児の２号・３号案の短時間の利用料金よりも安くなります。ということは、実態に基づいて利用するようになると思います。

事務局：１号になると、保育所は開いていても４時30分には帰っていただきます。それが可能な世帯状況なら、今まで無理して就労証明を書いていただいていたような方が無理をしなくても、特別利用で保育利用が可能となります。

委員：確認ですが、３号から２号認定へ移行される方への通知は、淡路市からされるということでよいのですか。

事務局：所見で行います。あえて、その申請は必要ありません。

委員：それに対する保育料の変更もないということなのでしょうか。

事務局：そうです

委員：利用時間イメージですが、例えば９時から18時まで等、就労時間はそれぞれだと思いますが、標準時間は７時からの利用と決まっているのでしょうか。

事務局：淡路市の現状に即した時間になっています。私立も含めて淡路市内の保育所は、７時から受け入れ体制を整えています。８時を基準として来られる子どもさんが多いのですが、稀に就労の関係で朝早く受け入れて欲しいという希望があります。その場合は、７時過ぎからお預かりすることもできます。

委員：希望があれば７時からその保育園は開けるということですか。

事務局：そうです。ほとんどの園は８時前から開いています。

委員：全部の園が７時から開いているのですか。

委員：全部の園が７時からは開けているわけではありません。

委員：２号認定・３号認定の標準時間利用は、７時から18時までの国基準の11時間設定となっていて、何時から始まるという設定ではありませんよね。７時から利用時間を設定しているということは、淡路市の公立保育園は、7時からの受け入れをするということではないのでしょうか。

事務局：基本的には、利用の希望があれば７時からの受け入れ対応をしています。

委員：一人でもいたらするということですか。

委員：それともニーズによってずらすということですか。

事務局：基本は、７時から18時の間で、開所時間が多少10分20分ずれることはありますが、延長保育の開始時間は18時から19時に統一したいと思っています。

委員：明日、急に７時に預けたいというのは、無理なのですか。

事務局：保育所との直接相談となります。

委員：月数回どうしてもというのであれば、７時から開いているところは受け入れてしています。

委員：３歳児を同時に２人預けていたら、下の子の保育料は免除になりますが、書かれていません。この制度は続くのですか。

事務局：それは、子育て支援策として打ち出している市単独の事業なので、この案とは別のものになるので書かれていません。その事業は引き続き実施する予定です。もうひとつの別の事業に２割軽減という制度があります。保育所の児童の上に小学生の姉・兄がいる場合、上の子どもについては２割軽減されるものです。それも今と変わりなく、継続する予定です。

委員：小学生の上にいる場合の軽減は、３年生までですか。

事務局：１号認定の場合はそうなります。３年生以下で１人目、２人目、３人目で金額が異なります。

事務局：文部科学省の小学校と幼稚園というイメージの中での軽減策ということです。

淡路市のように、イレギュラーなケース、保育所しかないから幼稚園に行きたくても行けないという子どもについても、1号認定であれば、小学３年生から数えて、例えば２人目半額、３人目無料となります。

例えば、上に３年生、幼稚園に２人いたら第２子は半額、第３子は無料になる制度です。石屋幼稚園の場合は５歳児しかないので半額。双子で石屋入園の場合は、１人が半額、１人が無料ということです。

事務局：1号認定で保育所を利用する場合もその軽減対象となります。１号認定となれば、より割安ということになります。

委員：それなら、２号・３号認定の子の上に小学生がいた場合、２割軽減は１年生から６年生までですか。

事務局：そうです。小学生に何人子どもがいようとも、いる場合は保育所に何人いるかという計算になります。例えば保育所に２人入所していたとしたら、上の子が２割軽減になり、下の子が半額になるという計算になります。

　多子軽減の考え方が、幼稚園と保育所で異なります。

委員：延長保育は、５分でも遅れたら100円必要ですか。

事務局：必要になります。

委員：今でもざっくり４時までで、だいたい４時15分ぐらいまでとなっていると思います。

事務局：多少、臨機応変に判断させていただくようにしますが。18時以降の場合は職員の配置等がありますので、時間は守っていただきたい。

委員：保育短時間の利用料金は、これで決定なのですか。

事務局：案として決定としたく、今日の会議のご意見を聞いて検討したいと思っていました。まだ国も最終決定とはなっていませんので。

委員：パートで働くお母さん達はすごく多いと思います。その割に標準と短時間で開きがあるのに、500円ぐらいしか変わらないのは、短時間が高いと思われるのではないでしょうか。

事務局：現状の保育料とはほとんど変わりないないです。短時間利用の方がいくらか安く利用できるとお考えください。

短時間に延長を加えて利用すると、結果、高くなりますが、希望があれば標準時間利用として認定の検討をいたします。

委員：今の表の金額より高くなることはないのでしょうか。

事務局：料金は、この会議の意見を聞いて検討をしたいと思っています。

委員：27年度案となっていますが、28年度29年度の利用料金は分からないということでしょうか。短時間、標準時間の考え方については、政治の動きを見ていると、正直どうなるのかなと思ったりもしている。その辺りも踏まえて、どうお考えですか。

事務局：変えません。と言いきれません。国の基準が示されるので、その範囲内で定めます。この保育料を基準として、動向を見守っていくしかないです。

事務局 ○資料「多子世帯の保育料の軽減（配布資料）」に基づき説明

（３）施設入所に係る優先利用・利用調整基準について

事務局 ○資料「（仮称）淡路市子ども・子育て支援事業計画（第１期）（平成27～31年度）（中間案）　２－（３）」に基づき説明

委員：ネグレクトの子どもがいて、お母さんは働いていない。適当にどこかの事業所の名前を借りて就労しているということで、保育所に入れた。親元にいたら危ないのと、食事も給食が出るからである。そういう事情がある子どもの場合、ランクで言うと「その他」のところで面倒見ていただけると思いますが、よろしいでしょうか。

事務局；はい。「その他」のところで状況に応じて対応できると思います。

委員：そういう時は、１号認定２号認定以前の問題である。それはきちんとしていただけますか。

事務局：認定を受けることが必要になりますが対応します。保育の必要性には、虐待の児童も含まれています。未満児なら３号、以上児なら２号認定になり、なおかつ標準時間利用となります。

委員：母親は働いていないのに。ですか。

事務局：虐待という理由で、保育の必要性が認められる。優先利用にかかれば、２号もしくは３号が認定されることになります。

委員：利用調整基準（案）表１だが、「自営」の欄に「中心者」と「協力者」とある。協力者がＢＣＤＥＦとなっているのは、何故ですか。

事務局：中心者とお手伝いの方を想定しているので、優先順位のランクとしては１段階ずつ下げて区別しています。

会長：他に全体を通して何かありますか。

委員：パブリックコメントを求めるとあったが、こういうのを元に求めるのか。

事務局：１～33ページの資料について、市民の意見を求めます。

委員：難しくないですか。

事務局 ：通常は計画案を出して意見を頂戴しています。特に難しいと思われるところには、どんなところがありますか。

委員：言葉遣いです。

事務局：用語の解説は、コンサルタントと相談してつけるようにします。

委員：どんなふうにして。ネット上で求めるのですか。

事務局：事務所や本庁の窓口に計画案を置いて、ご意見をいただきます。それからホームページにも掲載します。広報やホームページで市民の方にパブコメがあることをお知らせしようと思っています。

委員：淡路市のホームページを興味を持って見る機会はありますか。

委員：この委員になって見るようにはなりました。委員にならなかったら多分見ていないです。

事務局：保護者の方に尋ねられたら、委員の皆さんも関わっておられるので、ぜひ分かっている部分だけでも補足説明していただいて、パブコメのことを広めていただきたい。

委員：33ページもありますね。幼稚園は岩屋にしかなくてあとは全部保育所ですが、広報を見たら１号認定は幼稚園、２・３号認定は保育所と書いてあったので、そこがお母さん達の頭の中で上手く繋がるかが心配です。もう少し、システムがこう変わるんだよと分かりやすいものがあればいいと思います。

委員：説明会をしても、興味がある人はいるが聞いても分からないと尋ねて来られる方がいる。分かる範囲で説明させてもらっているが、まだまだ実際にきちんとしたお話しが出てこない。

事務局：制度が変わることに対するご意見をいただくのとは違います。淡路市の実施計画についてのご意見をいただくという意味では、特に18ページから31ページを見ていただきたい。例えば、子育て支援拠点が５つのところを、10個ぐらい必要ではないかとか、そういう形のご意見をいただくことになります。あとは、ファミリーサポートは就学後も必要だとか、市が事業を実施していく上での計画内容についてのご意見など。国の制度に対するご意見をいただいたとしても、市でも変えようがない。委員の皆さんのお力もお借りしなければ、なかなか市民から意見が出てこないと思います。

委員：例を書いてもらえれば、分かるかもしれない。

会長：例えば、こういう世帯であればこういう認定になるとか。

会長：制度が変わるという案内を、淡路市としてもう少し子育て中の世帯へ届けることが必要だということを、もう少し盛り込めないかというご意見だと思います。

事務局：広報には何度か出しています。どうすれば届くと思いますか。

委員：それは確かに難しいと思う。

事務局：ひとつの方法としては、入所受付の際にお話しをすることでしょうか。

委員：一番大きいのは、所得税から市民税・県民税という基準に保育料の判定の仕方が変わったところだと思います。そこも含めて保護者には話しをさせていただきましたが、そういう草の根の情報を広める動きが必要ではないかと思うが、それをやろうと思うと大変です。

事務局：周知の仕方は広報やホームページしかない中で、知らなかったという場合も多いです。ただ、今回は電話で制度に関する質問は結構いただきました。自分と制度が密接に関係あると分かれば、皆さん聞いてきます。今までになかったことなので。これで徐々に皆さんが子育てに興味を持っていただければ、市の事業としても変な言い方なのですが、やらざるを得ないことも出てくる。その辺りのお力添えをこれからもいただきたいです。

委員：子育て支援センターの利用者は、まだ保育園との接点を持たれていません。これから保育園に子どもを入れようと思っているお母さん方もいらっしゃいます。そういうところに、市の方に直接詳しいことを聞ける窓口をつくってもらえると、いいのではないですか。

事務局：今、入所説明会等はしていないようなので、今後ご意見を踏まえて考えたいです。

委員：現行とあまり変わらない。岩屋以外はあまり影響がないため、市民の関心が薄い。そんな中で説明会を開いても、お母さん方はあまりよく分からないのではないですか。病児保育と学童保育の施設拡充の問題は、きちんと取組んで欲しい問題です。

一生懸命周知してはどうかというご意見もありますが、してもあまり興味が無いのではないかと思います。

委員：お金のことが一番大きいでしょうね。保育料の算定の仕方が変わったという説明は、絶対にしておかないといけない。急に号認定が来て、これは何ですか？となるより、前もって説明があったほうがいい。訳も分からずレールに乗ってしまうのではなく、ある程度必要なところは周知していただければいいのではないでしょうか。

委員：例えば、延長保育で今までは無料だったところが100円徴収される。何故100円必要かという話しになれば、お母さん方ものってくるのではないですか。

事務局：周知の方法は、これからも委員の皆さんといい方法を考えさせてください。

事務局：今まで確保方策の中で、地域型保育事業の例えば家庭的保育事業とか事業所内保育事業、小規模保育事業、居宅型訪問事業については、市内で該当がないため実施しないと回答していましたが、市内の託児所「ちどり」から、新制度にのせて、ご自身の事業所内保育事業を地域の方に使っていただけるようにしたいと相談がありました。

実際に１年余り事業所内保育を続けてこられている事業所なので、市の認可基準をクリアしていれば、認定する方向で考えています。０から２歳児が５人という定員の中で、地域の子どもを２人以上預かるという計画で申請される予定になります。このまま話しを進めてよろしいでしょうか。

会長：委員のみなさんよろしいですね。

委員：はい

３閉会あいさつ：三浦副会長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　　　　　上